

精神的暴力の法的解決に向けて

弁護士 露木 肇子

●モラル・ハラスメントの定義と本質

精神的暴力というのは法的解決が難しく、これが解決できれば、身体的暴力の場合は、かなり容易ではないかと思うくらい難しい。今日は夫婦間の精神的暴力＝モラル・ハラスメント（モラハラ）についてお話します。

まずモラハラの定義ですが、これは、言葉や態度によって巧妙に人の心を傷つける精神的な暴力ということです。これを定義づけたのは、フランスの精神科医マリー＝フランス・イルゴイエヌヌさんで日本では1999年に翻訳され紀伊国屋書店から発行されています。

この「巧妙に心を傷つける」というところがポイントで、攻撃的であればわかりやすいが、非常にやり方がずる賢い、ここに特徴があります。

その本質は、夫婦は本来対等であるべきだが、パートナー間を支配服従関係に変えてしまい、相手の人格や価値観を否定し続けることで、自尊心や自信を喪失させ、操る、という不法行為、精神＝アイデンティティの破壊行為である。人には信条、価値観、思考、希望、判断等、私はこのように考えるといったことがあるが、それらを全部否定され相手の考え方に合わせられ、相手の思うままの存在になってしまう。これがモラル・ハラスメントです。

●モラル・ハラスメントの方法

その方法にはいろいろありますが、無視はその典型で、相手を人として認めない、人格を否定するという事です。それから、ため息、舌打ち、目つき、形相、ちょっとキレかかると真っ赤な鬼のような形相になると被害者の方はよくおっしゃいます。暴言、侮辱、非難、皮肉、独り言、わざと聞こえるようにぶつぶつと相手を非難することを言う。

暴言の具体例では、「昼間何をやったか言ってみろ」、「やるのが遅い」、「何のためにここにいるんだ」、「どれだけバカなんだ」等がある。それから、行動の強要、説教です。正座させて自分の言うことを延々と聞かせる。それと、指示、命令、ルール押しつけ、このルールというのは、自分勝手に、夕飯は必ず7時に食べるのでそれから遅れてはいけないとか、夕食は何品を用意しろとか、非常に細かくルールを押しつける。

また、謝罪の強要です。土下座して謝れとか、子供に謝れとか。それから、行動の制限があります。支出のチェック、お金を渡すたびに全部レシートをもってこい、この支出は何なんだ等、加害者に必要のない支出は認めない。交際制限もある。友人や実家とのつき合いは認めない。行動監視も。やっとの思いで何年に一度の同窓会に行くのを認めてもらっても、何やっているんだ、いつ帰ってくるんだとしょっちゅうメールをよこして、帰ってみると、メールに返事がなかったとか、少し遅れただけで非常に怒る等、具体例には、なかなか表現しづらいところもたくさんあります。

●モラハラ加害者の特徴

加害者の特徴について、まず、極度に自己中心的な性格です。自分が正しいので、他者に思いやりを示さない。共感に欠ける。妻がどんなに病気で苦しんでいても同情しない。さらに、自己を正当化し責任転嫁をする。自分が悪いのではなく、全ておまえが悪い、俺が怒っているのはおまえが怒らせたからだ。

また、自己防衛のために平然とうそをつく。それでいて外面はとてよくて、虚栄心が強くて良い夫だと思われたい。職場ではそれなりに評価されていて、なんて優しいご主人でしょうと言われ、妻としては愚痴が言えなくなってしまうということもよくあります。

パートナーへの態度は、ストレスの解消方法としてパートナーに嫌がらせをしているのではないかと言わざるを得ない。パートナーが屈服するのを見て快感や優越感を得る。こういう支配関係をつくってしまうと、それに依存して手放そうとしない。妻が逃げ出すと二手に分かれ、「そんなことは認めない」と怒る加害者と、「悪かった、どうか帰ってきてくれ」と涙を流して謝って、それを信じて戻ると同じことの繰り返しという加害者がいるが、決して自分に居心地のよい家庭を手放そうとしない、という特徴があります。

このような加害者が更生するのか、本当に困難だと思います。私はこういう事件に携わって30年以上だが、更生する加害者を見たことがありません。自分が悪かったと認識するからこそ更生しようと思うのですが、それが無い。ですから、加害者の更生を期待するのはほぼ無理と諦めていただきたい。はっきり言って、諦めが早いほうが救いは早いです。

●被害者の状況

それでは、被害者はどのような状況にあるかということ、なかなか別居とか離婚という結論にいきません。それは、加害者からマインドコントロールを受けているので、抜け出せない状況にはめられてしまう。

結婚前はぐいぐい引っ張るタイプで、それもステキだと思って結婚してしまい、結婚後等は無視や侮辱が始まる。最初は疲れているのだとか、私のやり方がいけないのだと思って、一生懸命努力してご機嫌をうかがい、顔色を見ながら努める。それでも無視や侮辱が終わらず、耐えかねて「一体何がいけないの」と言うと、そこから「おまえはそんなこともわからないのか、そこに座れ」と説教が始まる。あまりにも理不尽なことや些細なことで、夜中まで説教が長引き、その繰り返しが続くと、被害者は、自分は愚かで価値がない、彼のいうとおりだと思ってしまいます。

加害者は男性の場合も女性の場合もありますが、圧倒的に女性が被害者ということが多いので、今日は彼と言う表現を許していただきたいと思う。だんだん妻は否定的な自己評価となり、ついには眠れない、食欲がない、夫が帰ってくる足音がするだけで動悸がし、過呼吸がとまらない。そして、鬱病といった重大な病気になってしまうことがあります。

子供たちのために、私だけが我慢すればよいのだと耐えていると、鬱で動けなくなり思考力がなくなっていく。これが一番怖い。子供たちは、一番身近なお母さんが不安定になると、自分も不安定になってしまい、登校拒否になったり、父親と同じ表現を使って「こ

のくそ女」などという言葉をもとに母親や妹に向かって言うつもりでいる。一時的に発達障害のような状況になってしまったり、父親のモラハラを見て育っているから我慢しないでキレてしまう等、将来、モラハラの加害者や被害者になってしまうことがある。

このモラハラから自分と子供を救うには、別居しかない。このまま家にいて夫とうまくやっていこうというのは無理だと思っていただきたい。自分が潰れて子供たちに悪影響を及ぼす可能性の方が大きいです。

●モラハラへの気づきから別居へ

そして、一番大事なことはモラハラに気づくことです。芸能人のモラハラがワイドショーでずいぶん出たので、それで気づかれた方が結構いらしたが、その重大性に気づくことが大切です。自分や子供を守ろうと決心したら、とにかく別居してください。これしかないと思います。離婚も考えているのであれば、別居は絶対に必要です。

モラハラに気づいた段階では混乱していて、大変な不法行為を受けていたと気づいても、すぐには離婚に結びつかないが、とにかく離れて、これからどうするかを考えてほしい。それで離婚という結論もあるだろうし、別居したまま生活費をもらいながらずっとやっていくというのも一つかもしれない。

離婚をしたいのなら、別居しないと離婚の手続は怖くてできません。怖くて調停で自由に意見など言えるわけがない。さらに、離婚裁判は破綻主義で、裁判官は別居をしていないと最終的には離婚請求を認容しない。どんなにひどいモラハラでも、身体的暴力まで受けていて診断書が何枚もあるケースでも、一緒に暮らしている限りは破綻と認めず、離婚請求の裁判を起こしても負けてしまいます。

もう一つ大事なことがあります。別居期間の長さは証拠不足を補うのです。モラハラはほとんどないほうが普通です。説教でも録音できればラッキーですが、いつ始まるかわからない説教をタイミングよく録音のセットはできない。日記を書くのはよいことですし、ずいぶん救いになるが被害者が書くものですから決定的、客観的な証拠というわけでもない。全く証拠がなくても、別居期間が長ければ必ず離婚は認められますから、一刻も早く別居することが離婚裁判をする大前提になります。

別居の方法は、自分で部屋を借りるか実家を頼る。それができないときは自治体の福祉のほうに相談してください。公的施設での一時保護や民間シェルターは数が少なく一杯のこともあるが、待っていれば空くと思う。夜間に突然暴力が始まって逃げざるを得ないときは、警察に保護を依頼してください。

相談にくる方で別居したいが相手にどうやって説明しましょうかと心配される方がいますが、不法行為に対する緊急避難ですから、相手の許可は要らないし説明する義務もない。一言、出ていきますでもよいし、何も書かないで出てきても構いません。ただ、実家に逃げるので、実家に来られたら困るという場合は、事前に弁護士に頼んでおいて弁護士の名刺を一枚置いて、今後はこの弁護士に問い合わせてくださいと書いて出てしまってもよい。

●弁護士の役割

離婚を考えている場合は、ぜひ弁護士に相談してください。マインドコントロールを受けていて当事者間で対等に話し合おうというのは、とても厳しい。弁護士に依頼できることで、一番大事なのは盾になってもらうこと。家を出ると夫は大騒ぎをする可能性があり、実家に飛んできたりして被害者に連絡をとろうとする。相手は、会えば自分の思うままになるというすごい自信がある。直接話せば必ず戻ってくると思っています。それを断ち切るのが弁護士の仕事です。どんな些細なことでも全部弁護士を通して唯一の窓口となってもらう、それが一番大きいメリットだと思います。

あとは、調停や訴訟等の申し立て。婚姻費用分担調停は、生活費のことで離婚が成立するまでは生活費をもらうことができる。子の監護者指定審判は、離婚が成立するまでは共同親権のため夫が子供を連れて行ってしまっても警察に訴えても相手にされない。監護者が決まれば警察も動いてくれるので、そういう心配があれば子の監護者指定審判をとる。急いでやってほしいときは保全命令をとることができる。

それから、実家に来てしょっちゅう会わせろと言って出て行かない場合、そういうことをやめろという面談強要等禁止仮処分ができます。被害者が家を出てしまい、夫は俺の名義の不動産だから売ってやると売りそうな場合に、財産分与の対象になるため、売られないようにそれを禁止する不動産処分禁止仮処分がある。

問題なのは、相手方からの子との面会交流請求に対する防御です。夫は会いたがっているが子供への虐待がある場合、どうやってこれをストップするかは大きな問題。一人で戦うよりは弁護士とともに戦うことが必要な場面だと思います。他に刑事事件としての告訴状作成があり、けがの場合には傷害罪等で作成も考えられるが、モラハラは刑事事件とはいかないケースが多い。無視や形相、にらみつけるのは、民事上の不法行為にはなるが刑事上の犯罪行為には該当しない。

DVに詳しい弁護士をどうやって見つけるかということですが、ぜひDV法律相談を利用してください。東京の3つの弁護士会に多摩支部があり1つになって活動しているが、そこが二次被害を起こさないようDVに特化した専門窓口であるDV法律相談を立ち上げた。初回相談は無料で、その後、経済的に厳しい場合は法テラスを利用することもできます。このDV相談に登録している弁護士は多摩地域だけでなく、23区の弁護士もいますので、事務局に23区の弁護士を紹介してくれと言えば紹介してくれます。

●離婚で請求すること①親権

離婚で請求することで、まず大事なのは親権です。母親が子供を連れて出て行って、そこで子供が伸び伸びと元気に育っていれば、親権者になるのはほぼ決まりです。収入があるかないかは、親権者には関係ありません。裁判で親権についてシビアな戦いになったら、子供の面前でのDVやモラハラは子供に対する虐待として主張する必要があります。

次に、養育費です。離婚した後、子供たちが成熟するまでの間、加害者に資力がある場合は、教育費や生活費を全部ひっくるめたものを養育費として請求することができます。通常は20歳までですが、合意すれば22歳、大学卒業の3月まで延長することもできます。

これは合意の上で、判決だと 20 歳までになってしまいます。また、一度決めた養育費を状況によって増額を請求することもできますし、相手から再婚して子供ができたから減額しろという請求が来ることもあります。

●離婚で請求すること②養育費

養育費の決め方は、算定表というグラフがありネットで簡単に出てきます。横軸が権利者、一般的には母親の収入、縦軸が父親の年収で両方とも手取りでなく総収入でやるが、二つの軸がぶつかるところを見ると、大体養育費の一般的な金額がわかります。うちはそれではやっていけないといって、それより上乘せして請求することは当然できます。ただ、裁判所はこの算定表に基づいて決めてしまうことが圧倒的に多い。

実は、今、この算定表があまりにも男性側に有利になっているのではないかということで、日弁連で批判しているのですが、なかなか変化する状況にありません。ただ、夫の年収がわからないとこの表に当てはめられない。夫が妻に収入を明かさなときは、住民票が一致している間に加害者の課税証明書を取っておくとよいでしょう。住民票を動かしてしまった場合は、勤務先に裁判所を通じて調査嘱託で調べる手続きがある。どうしても不明な場合、例えば自営業で相手が全然課税証明書を出さないときは、自治体に対して課税証明書の調査嘱託や、文書送付嘱託、それより強い文書提出命令等、いろいろ強力な手段がある。それでもどうしてもわからないような異例ケースは、賃金センサスによる平均賃金で計算してしまうこともあります。

●離婚で請求すること③慰謝料

慰謝料は、破綻について相手に責任があり、そのために被害者が精神的苦痛を受けた場合しか認められない。不貞やDV、モラハラときは請求できますが、性格の不一致とみなされてしまうと慰謝料は請求できません。慰謝料請求が大事な場合はモラハラの証拠がどこまでそろうかが鍵になってくる。どんなに頑張ってもモラハラの慰謝料は 50 万から 200 万円。モラハラの主張をして結局はゼロというケースも決して少なくはない。

今日、『ドキュメント離婚事件-12の困難事件から調停・裁判実務を学ぶ-』という新日本法規から明日発売される本を持ってきた。弁護士の初心者向けの本で、著者は、先ほど言ったDV法律相談の担当弁護士たちが中心になっている。この本の中にモラハラが認められたケースが載っている。身体的暴力が一つもなくモラハラだけで 150 万の慰謝料を出したケースを紹介している。

最近、モラハラ被害者同盟の情報では 250 万円が認められたケースも出てきたそうなので、裁判所もモラハラを理解し始めて、慰謝料をだんだん認める方向になっているような気がしています。離婚慰謝料の時効は不法行為（離婚時）から 3 年ですが、通常は離婚の請求と同時に慰謝料の請求もするので、あまり気にしなくてもよいでしょう。

●離婚で請求すること④財産分与

財産分与は、婚姻中に夫婦で築いた財産を、別居時を基準に離婚の際に清算すると定義づけることができます。二人で買った不動産や預貯金を離婚のときに、2分の1ルールと

いって、半分にするのが今の大原則です。財産が全くない場合は、妻が経済的自立ができるまでの間の分として、扶養的な意味で財産分与をするという方法もあります。

モラハラで難しいのは、夫がどんな財産があるか一切教えないケースですが、せめて郵便物から銀行や証券会社、保険会社の情報をメモしておいてください。中には郵便受けに鍵をつけて妻に一切触らせないというケースがありますが、勤務先から給料をもらっている限り銀行口座があるので、さっきの調査嘱託で銀行口座を勤務先から調べてしまう。それで取引推移から一つ一つ調べていくこともできますので、どんな状況でも諦めないことです。婚姻費用を全然払ってもらえず、未払いの婚姻費用を財産分与のときに清算するという方法もあります。

それからよくモラハラの夫が脅かすのは、おまえが出ていくのだったら住宅ローンの半分はおまえが背負うのだからと言います。財産分与というのは、プラスの財産からマイナスの財産を引いて、もしプラスがあったらそれを半分にしようということです。ですから、マイナスのほうが大きければ財産分与はしませんし、マイナスを収入のない妻に背負わせるようなことを裁判所はしません。

それから、財産分与の一つとして荷物の引き取りがあります。荷物も動産という財産です。モラハラ夫というのは、けちな方がとても多くて一つ一つにこだわり、あれは渡さない、これは渡さないで大騒ぎになることもあります。夫が怖くて取りに行けない場合、弁護士がついていれば弁護士が立ち合い、あちらにも弁護士がついているときは双方の弁護士が立ち合って、夫がいない間にリストアップした荷物だけを持ってくるということもします。

夫がたまに親切に、妻の冬服等の荷物を弁護士事務所に届けることがありますが、その中に妻の居場所を調べるために発信機が入り込んでいることがある。私のところでは、発信機は1～2週間放っておくと電池が切れるという話を聞き、2週間ほどそのまま置いてから取りに来ていただく。発信機の話は忘れず気をつけてください。

年金分割については、何も心配する必要がありません。2分の1というのは常識になっています。やり方としては、年金事務所に「年金分割のための情報通知書」を請求して、それを裁判所に出します。そのことだけ覚えておいてください。

●離婚の方法ー①協議離婚

一番簡単なのは協議離婚です。夫婦が合意して、離婚届にサインをして出せば、それだけで離婚は成立します。ただ、モラハラの場合、これは本当に難しい。もし相手がサインをした離婚届を持っていたら、出す前に、婚姻費用の問題と親権の問題は、ぜひ法律相談を受けてチェックしてください。

親権について、夫が妻でよいとチェックしていたら、すぐに出してしまってもよいかもしれませぬ。ただ、婚姻費用は妻の分を含みますが、離婚すると養育費として金額が下がります。その差額が例えば2～3万円でも貴重だと思ったら離婚届を出すことは思いとどまったほうがよい。お金の問題でなく早く離婚したいというときは、親権の問題がクリア

できるのであれば、出したほうが得です。お金の問題については、財産分与、慰謝料、年金分割、養育費のことも全部、離婚後に調停でやることができますので、離婚の段階で決まっていなくても構いません。

●離婚の方法―②調停離婚

離婚の調停は夫婦関係調整調停といいますが、月に1回程度、2時間程、調停委員が双方の話を聞いて調整を図っていき、もし調停が成立すれば調停調書ができて、これで養育費がいくらと決まります。養育費の支払いがなくなったときも、この調書に基づいて相手の給料や不動産の強制執行ができるという力がありますので、養育費の問題があったら必ず調停してください。

公正証書より調停調書のほうが費用も安く、家庭裁判所からアドバイスを受けられます。養育費の不履行も裁判所から履行勧告してもらえするなどアフターサービスを受けられるので、ぜひ調停離婚を利用してください。

離婚調停のときには、調停申立書をつくります。今は本人でもできるように簡単なチェック式になっていて、ちょっと事情を説明して補充すれば大丈夫なのですが、モラハラの場合は短い時間で複雑な心境を理解してもらうことは難しいので、私の場合は、本人のメモとか日記とかをもとにして別居に至った経緯がわかる事情説明書をつくり、それを調停が始まる少なくとも1週間前までに出して、読んでおいてもらっています。

住所を隠している場合は、申立書に本当の住所を書く必要はなく、住民票上の住所を書いておいてもよいし、弁護士がついている場合は弁護士事務所を書いても構いません。それから、現住所を秘匿するという上申書をつけます。裁判所には源泉徴収票や診断書、郵貯の通帳等、いろんな資料を提出しないといけませんが、住所が書いてある場合は、黒塗りをします。

調停期日について、とにかく鉢合わせのないように気をつけてくださいと裁判所に提出する添付書類に書いておきます。そうすると、裁判所では双方の呼び出し時間を変えてくれたり、待合室の階を変えてくれたりします。また、終了時間をずらしてもらって、被害者を必ず先に帰すようにする。相手方待合室近くの調停室も鉢合わせする危険性がありますが、最初から言うのはちょっと難しいけれど、怖い思いをしたときは文句を言って避けてもらう申し入れもできます。公正さを担保するために双方に同時に説明するというやり方があるが、当然、同席は全部断ってください。

また、調停委員からの二次被害は、残念ながらいまだに時々あります。その場合は、担当の書記官に電話でよいので、こんなことを言われてつらかったとか怖かったなど、その様子を伝えてください。ただ、調停委員は交代してくれません。通常の調停委員は、研修を受けていて、理解してくれる方はたくさんいます。

離婚調停解決へのポイントについて、まず、相手は、親権よこすなら離婚に応じてやってよいとか、養育費も何もやらないとか無茶な条件を出すことがあります。脅しに乗らない、理不尽なことに応じない。被害者は必ず自分の言うとおりにすると甘くみているの

で、相手の脅しに屈せず、それくらいなら裁判も辞さないという強い決意を示さないと調停自体もまとまらないというのが実際です。

モラハラ夫の場合は、調停でぐずぐず言って期待を持たせて結局離婚に応じないということとはしょっちゅうです。3回くらいやって全然離婚する気がなく、話し合いが困難とみたら、さっさと取り下げて裁判に持ち込むという方法もあります。

●離婚の方法―③和解離婚

調停で離婚が成立しない場合は、裁判を提起します。裁判は、書面でのやりとりですから、相手からの書面を見なくてはならない。相手からのウソたっぷりの書面がきて、それをチェックしてこれはウソですとやっていかななくてはいけない。読むのは結構つらいことですが、実家で親と見るとか、弁護士やカウンセラーの方に一緒に読んでもらったりして克服していきます。それさえクリアできれば、あとは裁判所が、別居が数年あってもう破綻ですから離婚しかないですね、とモラハラ夫をすごい勢いで説得してくれますので、和解離婚の成立の可能性はとても高くなります。

●離婚訴訟

離婚訴訟ではモラハラの実証は重要です。加害者の指示とか命令口調のメール、音声記録、特に説教が音声で取れていればラッキーです。被害者の精神面の診断書、カウンセラーの意見書もほしいです。それから文献は結構効きます。モラハラの本を読んでカラーペンで塗りつぶし、例えば赤い線は涙が止まらなかったところ、青い線は完全に当てはまっていたところ、といった陳述書をつけて証拠として出したところ、面会交流はストップできました。写真を送るだけの間接交流で済みました。

あとは、行政の相談記録、被害者が親や友人等にあてたメール。例えば、自分のほうのメールは壊されていて残ってなくても母親のほうに送られてきたメールが残っていて、それが証拠になったというケースがあります。他に日記も挙げられます。できれば客観的な内容も入っていると信憑性が高くなります。そのような証拠が何もなくても、陳述書で頑張る、別居で頑張るといことができます。

●子との面会交流について

子との面会交流はとても大きな問題です。裁判所の方針は、DVであろうと何であろうと子供と会わせたがるという状況です。虐待や面前DVがあって子供の恐怖心が抜けないと面会を諦めてくれるケースがあります。基本的な考え方は、子供の心身の健全な発育で、今、議論されている親子断絶防止法案では「子の最善の利益」の言葉が何度も出てくるが、それと同じ意味になります。

どうしても面会交流に応じざるを得ないときは、裁判所の調査官という心理の専門家がついてくれる試行面会というのがあるが、1回では安心できないので、2回、3回とやってもらおうとよい。夫の言いなりにならないよう、十分に安心できる面会交流の実現まで粘り続けます。

被害者が面会を拒否する理由で、裁判所がもっともだと応じてくれるのは、連れ去りの

危険があることで、前科があつて本当に連れ去られて取り戻したケースでは直接の面接交流はストップしてくれる可能性があります。他に、今、シェルターにいて居所が知られるおそれがある場合や、子が性的虐待を受けるおそれがある場合も。ただ、性的虐待の証拠というのはものすごく難しいので大変です。これらを裁判所に理解してもらって、写真の送付や手紙のやりとり等の間接交流の範囲にとどめるやり方をすることが必要です。

子の監護者の指定の審判については、子供を奪われそうなときに申し立てるということ覚えておいてください。

●保護命令

保護命令の申立て要件は、配偶者からの身体に対する暴力、または生命等に対する脅迫を受けたことで、モラハラは生命等に対する脅迫を受けたことに該当する場合しかなく、なかなか難しい。本当に殺される危険があるという場合には、モラハラの場合でも保護命令が取れますが、大体は身体的暴力のほうを対象にします。保護命令により、接近禁止命令や退去命令、子供や親族等に近づくなとか、電話やメールをするなどという発令ができます。

最後に、どうしてもお伝えしたいことがあります。よく裁判をやって勝てますかと聞かれますが、モラハラで離婚をしたいと思うのであれば、別居さえ続けていれば必ず勝てます。でも、モラハラ夫にモラハラを認めさせて謝罪させたいと思ったら、それは勝てません。絶対に認めませんから。裁判所にモラハラを認めさせたい、事実認定した判決がほしいと思えば、証拠があるかどうかにかかっています。

私は、30年近くこの仕事をしてきて、勝つというのはどういう意味かと考えた結果、それは、自分に「克つ」ということです。克服の「克つ」です。これを目指してほしいと思います。自分の好みや心情、思想等、全てを否定されている。その自分を取り戻し、自尊心と自信を回復する。そして相手に対する恐怖心に「克つ」のです。

この過程が、調停をやっている間、裁判をやっている間に見られることがあります。裁判の尋問で、相手がウソばかり興奮してしゃべっている時に、彼女は冷静に話すことができた場面がありました。男性はすごく勝ち負けにこだわりますが、勝ち負けでなく、恐怖心に「克つ」ということを目指してほしいと思っています。

<質疑応答>

Q1 裁判に勝って裁判官からの指示で間接面会交流をしているが、向こうから子供へのプレゼントがちょっと嫌がらせのようで、子供が傷つくことを結構されていて、ここ1年、こちらが送らなくてはいけないものを子供が拒否している状況。裁判で決まったことを守らないのはどういうことだと脅しめいたファックスが弁護士事務所に届く。子供は11歳だが子供の意思は尊重されないのか。

A 子供の意思は尊重されるべきです。本当に根本的に解決したい場合は、もう一回調停をやるしかない。間接交流のやり方の見直しの調停です。

あとは、無視して放っておくと履行勧告が来て、調査官から連絡が来ます。そのときに説明することもできますし、向こうから調停がもう一回起きることもあるので、それを待ってもよい。子供の意思が一番大事ですから、自信を持って頑張ってください。

Q2 親子断絶防止法案がもし採択されたら、今お話しされた対応はほとんど不可能になるのではないかと思うが、お考えをお聞きしたい。

A まさにそのとおりで、親子断絶防止法案はモラハラ狙いだと思っている。連れ去りができないようにする点と、そのうち共同親権を検討しろ、ということになると、DVや虐待などがあるときには特別の配慮とあるが、怖いですね。モラハラの場合、証拠がないときに、どうやって特別な配慮を求められるのか。

今回は共同親権まではいかないが、この法案はその布石の感じがします。もし共同親権になってしまうとモラハラ被害者は一生支配を受け続けてしまう危険がある。モラハラ被害者は本当に洗脳されていて出ていくのはいけないことだと思い込んでいるので、この法案が通ってしまうと、緊急避難的に子供を連れて逃げることもできなくなる。ぜひ皆さん十分気をつけてください。

Q3 頻回な面会交流を要求されており、弁護士からも寛容さを見せるほうが親権の調停で有利だから、できるだけ応じるよう、今、別居してDVはないのだからいいじゃないかななどと言われる。どのように対応すればよいか。

A 弁護士は、面会交流について本人を説得するよう裁判所からとやかく言われる。まず弁護士に苦しさ、怖さを十分に理解してもらい十分に代弁してもらおう。恐怖心というものがいまだに拭えない、ですから粘り続ける、一緒に粘ってもらおう。それしかないです。